

# 事業所の皆様に活用いただきたい 介護人材確保対策

## 介護職員等の資格取得等支援

### 1. 介護事業所研修体制構築支援事業<別添1参照>

○介護職員等の研修参加を促進し、資質向上や職場定着を図るため、事業所が負担した研修受講料の一部を補助します。(40名程度)

<対象となる研修>

研修名	基準額	補助率
介護プロフェッショナルキャリア 段位制度「評価者(アセッサー) 講習」	1人当たり 2万円	2/3 ※ただし、1,000円 未満は切り捨て

<お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班  
電話 095-895-2440

### 2. 実務者研修受講資金貸付事業<別添2参照>

○介護福祉士登録を目指し、実務者研修施設で実務者研修を受講する介護職員等に対し、研修受講に必要な経費(20万円以内)の貸付を行います。(200名程度)

○要件を満たす事業所で、介護福祉士の登録後、2年間勤務すれば、返還が免除されます。

<お問い合わせ先>

長崎県社会福祉協議会生活福祉課  
電話 095-894-4027

「長崎県実務者研修受講資金貸付」で検索してください。

### 3. 各圏域における階層別介護職員研修<別添3参照>

○県内8つの老人福祉圏域ごとに、階層別に「新人職員」及び「中堅職員」を対象とした合同研修(それぞれ年3回程度)を実施します。

○職員の皆様の興味がある内容をテーマとしておりますので、是非、職員の皆様の受講についてご配慮願います。

<お問い合わせ先>

長崎県介護福祉士会  
電話 095-842-1237

## 介護事業所等の経営や労働環境改善支援

### 1. 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業<別添4参照>

- 県が、県社会保険労務士会に委託し、介護事業所の処遇改善加算取得のため、専門家（社会保険労務士）を派遣し、加算取得に必要な要件を満たすための支援を行っています。
- 令和元年10月に創設された「介護職員等特定処遇改善加算」についても相談受付の対象となっております。
- 加算取得・上位加算への移行を検討されている事業所の皆様は、是非ご相談ください。（相談は、無料です）

#### 【参考】

- 介護職員処遇改善加算取得状況（H31.4.1現在）  
区分Ⅰ:66.4%、区分Ⅱ:10.1%、区分Ⅲ:11.6%、区分Ⅳ:0.5%、区分Ⅴ:0.4%  
未取得:11.0%
- 介護職員等特定処遇改善加算（R1.10月末現在）  
届出事業所数：1,214事業所（約44%）

<お問い合わせ先>

長崎県社会保険労務士会  
電話 095-821-4454

### 2. 介護サービス生産性向上支援事業<別添5参照>

- 平成31年3月に、厚生労働省が「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」を公表
- 令和2年度は、この「ガイドライン」の普及啓発のためのセミナーを開催するとともに、「ガイドライン」に基づいた生産性向上・業務改善に取り組む事業所への支援として、専門家（中小企業診断士）を派遣し、個別相談への支援を実施

<お問い合わせ先>

長崎県中小企業診断士協会  
電話 095-832-7011

### 3. 介護ロボット・ICT普及促進事業<別添6参照>

- 県では、介護職員の労働環境改善等のため、介護事業所による介護ロボット・ICT導入の支援を行っています。
- 具体的には、導入にあたって、事業所の皆様が抱える課題（導入コストが高い、どんな介護ロボットがあるか分からない、導入したがうまく使えず倉庫に眠ったまま・・・など）を解決する取組を実施しますので、是非、ご検討願います。
- 令和2年度の取組予定（関係部分）
  - セミナー及び機器展示会の開催
    - ・長崎市及び佐世保市の2会場で実施

- 導入先進事業所への見学会の実施
  - ・県内及び県外の導入先進事業所への見学会を実施
- 先駆的な介護ロボット等の導入経費の助成
  - ・補助額：1 機器につき、導入経費の 1/2 又は 30 万円のいずれか低い額

**【参考】**

○令和元年度の実績

- セミナー及び機器展示会の開催
  - ・長崎市（12/20）及び佐世保市（3/9）の2会場で開催
- 導入先進事業所への見学会の実施
  - ・県内（3/5）及び県外（宮崎県）（3/6）の導入先進事業所への見学会を実施
- モデル的に介護ロボット等の導入を行う事業所への導入経費の支援（19事業所）

＜お問い合わせ先＞

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班  
電話 095-895-2440

## 介護事業所への参入支援

### 1. 介護助手導入モデル事業の実施＜資料7参照＞

- 介護人材が不足する中、介護職員との役割分担により、身体介護等の専門的な業務以外の周辺業務を担う「介護助手」の確保は非常に重要と考えています。
- 令和元年度は、関係団体にご協力いただき、県内各地の介護事業所において、元気高齢者等を対象に、介護の基礎的な講座や職場体験を実施し、「介護助手」として参入の働きかけを行いました。

**【参考】**

○令和元年度の実績

- ・老施協、老健協、GH協のご協力のもと、県内各地の介護事業所（20事業所）において取組実施

＜お問い合わせ先＞

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班  
電話 095-895-2440

### 2. 外国人介護人材確保・定着支援＜資料8参照＞

- 平成 29 年 9 月：在留資格「介護」の創設、平成 29 年 11 月：技能実習制度に「介護職種」の追加、平成 31 年 4 月：新たな在留資格として、「特定技能（介護）」が創設され、外国人受入に関する法整備がなされています。
- 令和元年 8 月に実施した「外国人介護職員の受入に関するアンケート調査」において、少なくとも 20 事業所・70 名の外国人の受入が進んでいます。

※現在は、技能実習生の受入が進んでいるため、少なくとも 83 名 の受入が進んでいます。

○令和 2 年度も引き続き、外国人受入に関する情報を提供するため、セミナーを開催するとともに、介護施設による外国人留学生への奨学金等の支給に対する支援や、技能実習生等に対する介護技能等の向上のための集合研修等を実施する予定にしております。

○また、本県と友好交流のあるベトナム国クアンナム省等の大学等と覚書を締結し、優秀な人材を、優先的に送出していただく仕組みを構築することとしています。

#### 【参考】

○令和元年度の実績

＜セミナーの内容＞約 160 名参加

- ①外国人介護職員受入制度の概要説明
- ②外国人受入事業所による事例紹介
- ③長崎県で働く外国人介護人材からの体験紹介
- ④監理団体との名刺交換会

＜お問い合わせ先＞

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班

電話 095-895-2440

## その他

### 1. 福祉人材センター（県社会福祉協議会）関係

○合同面談会（プチ面談会）

- ・長崎市及び佐世保市において、それぞれ年 3 回、合同面談会を実施していますが、令和 2 年度から、「プチ面談会」として、4 事業所程度に参加していただき、それぞれの地域での面談会を開催し、求職者の掘り起こしを行う予定にしております。福祉人材センターから「プチ面談会」への参加希望調査があっているかと思しますので、是非、ご検討願います。

○介護福祉士の資格等取得者の届出制度＜資料 9 参照＞

- ・社会福祉法改正により、平成 29 年 4 月 1 日から、介護福祉士の資格をお持ちの方で、お仕事をされていない方は、都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となっています。
- ・残念ながら、辞められる職員がいらっしゃいましたら、是非制度をご説明いただき、登録にご協力ください。

＜お問い合わせ先＞

長崎県社会福祉協議会福祉人材研修センター

電話番号 095-846-8656